

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案

今回設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです。（農薬登録保留基準については参考1を参照のこと。）

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸（別名ジカンバ又はMDBA）、2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸ジメチルアミン（別名ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩）及び2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸カリウム（別名ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩）	2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息香酸（別名ジカンバ又はMDBA）として 0.93mg/l
(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド（別名ジメテナミド）及び(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド（別名ジメテナミドP）	0.10mg/l
1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル) アミノ] -6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル) エチル] キナゾリン-2-オン（別名ピリフルキナゾン）	0.01mg/l
2-クロロ-6'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセト-オートルイジド（別名メトラクロール）並びに(S)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド（80%-100%）及び(R)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド（20%-0%）（別名S-メトラクロール）	0.25mg/l